

営業所で保存管理の必要な運行管理・整備管理関係の帳票類一覧

帳票類名	根拠法令	備考・保存期間等
一般貨物自動車運送事業計画変更申請書	貨物自動車運送事業法第8条(事業計画)	申請書(控) 事業運営の間保存
運転者台帳 (労働者名簿)	貨物自動車運送事業安全規則第9条の5(運転者台帳) 労働基準法第109条(労働者名簿) 同施行規則第53条(労働者名簿の記入事項)	当該運転者が何らかの理由で当該営業所の運転者でなくなった場合、その旨を記入して当該営業所にて 5年間保存
点呼記録簿	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条(点呼等)	1年間保存
運行指示書	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3(運行指示書による指示等)	運行指示書及びその写し 1年間保存
運転日報 (乗務記録)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条(乗務等の記録)	1年間保存
運行記録計	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条(運行記録計による記録)	1年間保存
車両(管理)台帳	根拠条文なし ※各車両の状況把握及び保守管理の資料として必要	車検証・自賠責の写しでもよい
日常点検表	道路車両法第47条の2	法的な保存義務はなく任意であるが、点呼記録簿および日報に準じた取扱いが望ましい
定期点検記録簿	道路運送車両法第48条	1年間保存
事故記録簿 事故報告書	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)	3年間保存
教育記録簿 (従業員教育記録)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条(従業員に対する指導及び監督)	3年間保存
運行管理者選任届	貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条(運行管理者の選任届)	事業運営の間保存
整備管理者選任届	道路運送車両法施行規則第33条(整備管理者の選任届)	事業運営の間保存
運行管理規程	貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条(運行管理規程)	営業所に備え付けておくこと
整備管理規程	道路運送車両法施行規則第32条の2(整備管理者の権限等)	営業所に備え付けておくこと
運送約款	貨物運送事業法第11条(運賃及び料金等の掲示)	運賃表の掲示は「宅配・引越・霊柩」事業に限る
一般貨物自動車運送事業事業報告書	貨物運送事業報告規則第2条(事業報告書及び事業実績報告書)	決算後100日以内に提出
貨物自動車運送事業実績報告書	同上	7月10日までに提出
就業規則	労働基準法第89条(作成及び届出の義務) 従業員 10 人以上	本社より取り寄せ、従業員が閲覧できるようにする(10人未満)
36協定	労働基準法第36条第1項(時間外労働及び休日労働に関する協定)	営業所で締結し、労基署へ提出 毎年届出
健康診断受診記録	労働安全衛生法第66条(健康診断)	該当者の記録(控)の保存 受診年から5年間分保存
会計帳簿類		
貸金台帳	法人税法・会社法	貸金台帳・社会保険等加入状況表は控を営業所に保存
社会保険等加入状況表		